

横浜市 ICT 活用工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、ICT（情報通信技術）を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものである。

(ICT活用工事)

第2条 ICT活用工事とは、以下に示す各段階においてICTを活用する工事をいう。

(1) 3次元起工測量

3次元測量データを取得するため、空中写真測量（無人航空機）、レーザースキャナー、その他3次元計測技術のいずれかを用いて起工測量を行う。

(2) 3次元設計データ作成

3次元出来形管理を行うため、発注図書及び3次元起工測量で得たデータを基に3次元設計データを作成

(3) ICT建設機械による施工

3次元データを用いて、マシンコントロール（MC）又はマシンガイダンス（MG）を搭載した建設機械（ICT建設機械）により施工

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

空中写真測量（無人航空機）、レーザースキャナー、その他3次元計測技術のいずれかを用いて行う3次元出来形管理等の施工管理

(5) 3次元データの納品

3次元出来形管理等の施工管理データを工事完成図書の一として納品

(試行対象)

第3条 土木工事標準積算基準書にICTに係る積算基準が整備されている下表に示す工種及び適用範囲が含まれる工事は、全て試行工事の対象とする。

	工種	適用範囲
1	土工	土木工事標準積算基準書 土工（ICT）の適用範囲
2	法面工	土木工事標準積算基準書 法面整形工（ICT）の適用範囲
3	舗装工（路盤工）	土木工事標準積算基準書 路盤工（ICT）の適用範囲

また、上記に示す工種以外でも、国土交通省がICTの全面的な活用を推進する工種として技術基準類等を作成しているもの等で、受注者からICT活用の提案があり、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される場合は、受発注者が協議の上でICT活用工事の試行対象とすることができる。

国土交通省が技術基準類等を作成している工種として、下記の工種等がある。

- ・河川浚渫工
- ・河床等掘削工
- ・作業土工（床掘）
- ・付帯構造物設置工
- ・地盤改良工
- ・舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ工）
- ・砂防土工

(工事発注)

第4条 試行対象工事の発注は、受注者からの希望により、受発注者が協議の上で実施する「受注者希望型」方式とする。

また、発注時における工事費の積算は、原則として、ICT建設機械によらない従来積算基準によるものとする。ただし、ICT建設機械による施工を前提とした積算基準による発注を妨げるものではない。

(試行手続)

第5条 工事契約後、監督員と設計者は、請負人とICT活用（ICT活用範囲・施工方法・積算基準・検査手法等）について協議し、工事打合せ簿等の書面に記録する。請負人は、本協議に基づいた事項も含めた施工計画書を提出し、監督員と設計者の承諾を得なければならない。

(基準等)

第6条 ICT活用工事の実施にあたっては、原則として、国土交通省が定めるICT活用工事に関する技術基準類を準用する。

ただし、請負人と協議により、従来の施工管理手法等を採用した場合は、その限りではない。

(設計変更)

第7条 ICT活用工事となった場合は、3次元起工測量、3次元設計データの作成、ICT建機による工事費について、請負人と協議の上で設計変更の対象とすることができる。

その場合の積算は、原則として、土木工事標準積算基準書または第6条に示す技術基準類を標準とする。なお、土木工事標準積算基準書または第6条に示す技術基準類が適当でない場合は、見積等を活用する。

また、ICT活用に関する設計変更は、契約の目的の変更となるような内容のものには該当しない。

(成果品)

第8条 ICT活用工事となった場合は、監督員と設計者は請負人が3次元起工測量及び3次元設計データ等に対して簡易的な確認手法等について協議し、納品する。

(工事成績評定)

第9条 第2条の5項目いずれか1項目以上4項目以下の場合は、工事成績評定に0.4点を加点する。

5項目全て活用した場合は、工事成績評定に0.8点を加点する。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項については、受発注者協議の上で決定する。ただし、14日以内に協議が整わない場合は、発注者の決定によるものとする。

附則

この要領は、令和3年2月1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。